

「全労金役員経験者の会」会則

第1条（名称）

この会は、「全労金役員経験者の会」（るにおんクラブ）と称する。

第2条（所在地）

会は、事務局を全労金書記局（東京都千代田区神田淡路町1-1-1中野ビル3F）に置く。

第3条（趣旨）

全労金の役員経験者を中心に、退任後の役員間の交流をはかり、全労金全体としての運動的・人的ネットワークを作り上げ、幅広く全労金および地連・単組の運動の蓄積をはかることを目的とする。

第4条（会員）

会員は、会の趣旨に賛同する全労金役員経験者とする。但し、趣旨に賛同する地連・単組の役員経験者も加入できるものとする。

第5条（活動）

会は、以下の活動を行なう。

会員同士の交流

全労金役員との情報交換

その他必要な活動

第6条（総会）

総会は、原則として2年に1回開催する。

第7条（役員）

役員は次の通りとし、総会で選出する。

会長1名 副会長若干名 事務局長1名 事務局次長若干名

2．この会に顧問を置くことができる。

第8条（会計）

会計は、会員からの会費、並びに、全労金からの賛助金で賄う。会費は2千円とし、加入時に納入する。

付則

この会の会則は、総会の決議による。

この会則は、1997年10月18日より施行する。